

Business Certificate news

No. TCCI-0090

Date : 2018年3月26日

申請者 各位

貿易登録内容の変更等について（年度始めによくあるお問い合わせ）

年度末を迎え、例年お問い合わせの多い組織変更や人員体制変更に伴う貿易登録（企業情報の登録）内容の変更等に関する手続きについて以下の通りご案内します。

また、最終週午前中の受付については、非常に混雑いたします。お時間に余裕をもってご来所いただきますようお願い申し上げます。

記

社名・代表者・連絡担当者・住所の変更

「業態内容変更届」を証明センター窓口までご提出ください。 **郵送不可**
※変更項目によっては「履歴事項全部証明書」「印鑑証明書」などが必要です。（下記 URL 参照）
http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/gyotainaiyohenko.pdf

サイナーを追加・変更・削除

「署名届（追加・変更・削除用）」を証明センター窓口までご提出ください。 **郵送不可**
http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/download/pdf/shomei_todoke_ver1-1.doc

業態内容変更届、署名届のご提出にあたっての注意事項

- ・「貿易登録番号」は記載してから提出してください。
- ・書類への押印は、事前（貿易登録時）に当所にお届けいただいている社印のみとなります。
- ・代表者や署名者が外国籍の場合は、在留カード（特別永住者証明書）表裏両面の photocopy が必要です。
- ・登録の変更は無料です。書類に不備がない場合は、届出を受理した日から有効となりますので、届出の直後に原産地証明書等のご申請が可能です。
- ・書類の記載にあたって、消せるボールペンは使用できません。

貿易登録番号／登録されている印鑑／登録されているサイナーなどの確認

上記情報については電話・メール等での回答はできません。証明センター窓口にて、本人確認を行ったうえで登録事業者の方にのみ情報を開示しています。「社員証または名刺2枚以上」と「顔写真付きの本人確認ができるもの（運転免許証等）」をご提示ください。

貿易登録は2年ごとの更新となります。サイナーなどの情報についても貿易登録の際に一旦すべて消去され、改めてのご登録が必要となります。

会社の合併・分割等

個別の対応となりますので、窓口までご相談ください。例外はありますが、基本となる考え方は「登記上、同じ会社であるかどうか」（法人番号が同一か否か）となります。したがって、同名の会社であっても、登記上で別の会社であれば新規に貿易登録をしていただき、新たな貿易登録番号をご案内させていただくこととなります。

例1. 吸収合併

A 社（存続） 貿易登録番号-AAAAAA ⇒ C 社（**A 社の登記情報を活かす**）
B 社（消滅） 貿易登録番号-BBBBBB 貿易登録番号-AAAAAA

例2. 新設合併

A 社（消滅） 貿易登録番号-AAAAAA ⇒ C 社（新たに登記を作成）
B 社（消滅） 貿易登録番号-BBBBBB 貿易登録番号-CCCCCC

例3. 新設分割

A 社（存続） 貿易登録番号-AAAAAA ⇒ A 社（存続） 貿易登録番号-AAAAAA
B 社（新設） 貿易登録番号-BBBBBB

よくあるご質問のご紹介

貿易登録の手続きや各種証明書の作成方法等について、多く寄せられるご質問をご紹介します。ご活用ください。

http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_center/faq/

貿易関係証明サポートメニューのご案内

原産地証明書の作成初心者向けに非特惠原産地証明書作成要領説明会や個別相談を行っています。詳しくはホームページをご確認ください。

<http://www.tokyo-cci.or.jp/bouekikankeishoumei-shinsei-support-menu.pdf>

【本件問い合わせ先】 TEL : (貿易登録に関するお問い合わせ) 03-3283-7732
(各種証明書に関するお問い合わせ) 03-3283-7610